

令和2年5月

第108回丹波市議会臨時会議案書

議案第54号

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月12日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険条例（平成16年丹波市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第14条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 6 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感

感染症の感染が疑われる場合において給与等の全額又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全額又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 11 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の丹波市国民健康保険条例附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第55号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月12日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第6項及び第7項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第6項及び第7項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の丹波市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第56号

丹波市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

丹波市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月12日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

丹波市後期高齢者医療に関する条例（平成20年丹波市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 広域連合条例附則第5条から第7条までに規定する新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月12日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例

丹波市介護保険条例（平成16年丹波市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び」を削り、「19,430円」を「14,130円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「19,430円」を「14,130円」に、「35,690円」を「26,850円」に改め、同条第4項中「19,430円」を「14,130円」に、「51,240円」を「49,470円」に改める。

第7条第1項中「（昭和25年法律第226号）」を削る。

附則第5条第1項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の丹波市介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。